

2月13日(日)は甲佐町議会議員選挙の投票日



第1投票所は甲佐小学校に変更になります

■動かそうその一票で世の中を

2月13日(日)は、甲佐町議会議員選挙の投票日です。

選挙は、有権者が町政に参加する最大の機会であるとともに、町民の権利であり、責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

投票日の当日に投票するのが都合が悪い場合は、期日前投票での投票をお願いします。

■投票時間が変わります

2月13日(日)の投票日当日の投票終了時間が、これまでの午後8時から午後6時に変更になります。

なお、期日前投票は、これまでどおり午後8時までで行います。

●投票日

2月13日(日)

●投票時間

午前7時～午後6時

●投票できる人

平成3年2月14日以前に生まれ、引き続き3か月以上本町に居住している人

●投票方法

自書式

※候補者の氏名を投票用紙に自分で記入します。

●準備物

入場券

■投票日に投票できない人は

期日前投票をご利用ください

●期日前投票の期間

2月9日(水)～12日(土)

※11日(金・祝)・12日(土)も期日前投票ができます。

●期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

●期日前投票の投票場所

町役場2階総務課前談話室

●期日前投票の準備物

入場券

※お手元に届いているときはお持ちください。

【期日前投票】

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、期日前投票ができます。

株が

平成23年2月13日(日)は、甲佐町議会議員選挙の投票日です。必ず投票しましょう。期日前投票は、2月9日(水)からです。

【不在者投票】

町内に長期不在のため期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。郵便による手続きなど日数を要しますので、お早めに町選挙管理委員会にお申し出てください。

また、不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている、病院・老人ホームなどに入院・入所中の人が、入院・入所先で不在者投票ができる方法もありますので、施設へお申し出てください。

■第1投票所が甲佐小学校に変わります

今回の選挙から、第1投票所(甲佐地区)の場所が変わります。

前回までは、甲佐地区にお住まいで投票できる人は町役場1階の投票所で投票していましたが、今回から投票所を甲佐小学校内の多目的ホールに場所を変更して開設します。

投票の際には、お間違えのないよう、お願いします。

●各投票所一覧

○第1投票所

甲佐小学校多目的ホール

○第3投票所

旧JA宮内出張所(宮内地区社会教育センター前)

○第4投票所

谷内公民館

○第5投票所

龍野小学校体育館前ユニットハウス

○第6投票所

六谷公民館

○第7投票所

早川公民館

○第8投票所

山出農業構造改善センター(山出公民館)

○第9投票所

船津公民館

○第10投票所

乙女小学校体育館

○第11投票所

上田口公民館

●第1投票所(甲佐小学校多目的ホール)



町有財産

町有財産売却についてのお知らせ



売却物件の土地（甲佐町大字緑町字中野275番21）

町では、次の物件を売却します。希望する人は、町総務課財務係までお問い合わせください。

●売却物件

- ・物件 土地
- ・所在 甲佐町大字緑町字中野275番21
- ・地目 宅地
- ・地積 3388・58平方尺
- ・予定価格 54,086,032円（15,961円/平方尺）

●入札参加資格

町内に事業所を設置している法人

●売却条件

本物件は、住宅地開発用地の目的以外に利用できないものとします。また、購入後3年以内に落札者が

分譲を開始し、その区画において建築協定を締結することを条件とします。

●入札説明会

- ・日時 2月21日（月）午前10時
- ・会場 町役場2階会議室
- ・説明内容など 売却物件の概要や入札参加資格、必要書類の説明。
- ・入札申請書や入札書、委任状の様式の配布

●入札参加申し込み受け付け

- ・申し込み方法 入札申請書などの必要書類を持参または郵送により、町総務課財務係に提出してください。
- ・受け付け期間 2月21日（月）～28日（月）

※平日の午前8時30分～午後5時に受け付けます。

●入札

- ・日時 3月8日（火）午前10時
- ・会場 町役場2階会議室

●注意事項

一般競争入札方式を採用し、町が設定した予定価格以上の価格で最高額を提示した入札参加者を落札者とします。

町総務課 ☎096-234-1111(内線226) ✉klg102@town.kosa.lg.jp

後期高齢者医療

■65歳以上75歳未満で障害認定を受けている皆さんへ

次のような障がいの状態にある人は、申請により後期高齢者医療保険の被保険者になることができます。

【確認する書類と項目】

- 国民年金証書
- 障害年金、障害福祉年金、老齢福祉年金の受給資格
- 精神障害者保健福祉手帳
- 障害等級「1級」または「2級」療育手帳
- 療養手帳「A1」または「A2」
- 身体障害者手帳
- 1級から3級までの該当者
- 4級の音声または言語機能の障害該当者
- 4級のうち下肢障害の1号、3号または4号の該当者（福祉事務所

障がいのある皆さんと後期高齢者医療制度



申請には国保被保険者証と印かんも準備ください

長に照会の上、認定)

【被保険者になった場合】

1 資格取得日と被保険者証の交付

町住民生活課に申請し、熊本県後期高齢者医療広域連合が認定した日から資格を取得します。医療機関の窓口で使用される被保険者証は、一部負担が1割・3割（現役並所得者）のものを交付します。

2 高額療養費の自己負担限度額

区分	外来の場合（個人ごと）	入院の場合・被保険者間世帯単位の限度額
現役並所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

3 後期高齢者医療保険料の負担

個人ごとに資格取得月からの保険料（均等割額・所得割率）が決まります。納付方法は、普通徴収（納付書・口座振替）と特別徴収（年金からの差し引き）があります。

なお、社会保険などの被扶養者についても、後期高齢者医療では保険料の負担がありません。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線107) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

国民健康保険に関する
お願いについて



適切な受診を心掛けましょう (画像はイメージ)

正しい受診で救急医療を守
りましょう

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障を来しています。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、次のことに留意しましょう。

安心して医療を受けるために心掛
けていただきたいこと

- ① 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ② かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

③ 同じ病気で、複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。

④ 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安く済みます。「希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

国民健康保険税の納め忘れ
にご注意ください

国民健康保険税は、皆さんの医療費に充てられる貴重な財源です。国などの補助金とともに、皆さんの国保税が国民健康保険を支えています。必ず納期限内に納めるようにご協力をお願いします。

特別な事情もなく滞納すると、未納期間に応じてさまざまな措置が取られます。また、入院時に支払う医療費の自己負担額が限度額までで済む「限度額適用認定証」の交付が受けられなくなる場合があります。

災害や失業など特別な事情により納付が困難なときには、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ✉k1g204@town.kosa.lg.jp

配偶者相談の紹介③

池田健吾さん (下横田区)

【自己紹介】

町消防団長として、町民の皆さんの生命や財産を、火災や水害などの災害から守るという使命の下でがんばっています。

また、併せて、町消防団員の待遇改善も大切な仕事の一つと思っています。

その中で、独身の団員の多いことに驚きを隠せません。

そんなときに、甲佐町産業後継者育成対策協議会の結婚支援事業での配偶者相談員の依頼があり、一人でも独身の団員が少なくなればと思います。引き受けました。

【相談員としての活動について】

町消防団の会議や行事の中で結婚支援活動の紹介をしたり、個人として会員の募集や交流会への参加を呼び掛けたりしています。

また、「ふれあい交流会」では、参加者の皆さんへの励ましと応援に努めています。

事務局からのお知らせ
登録者・参加者を募集中

1月現在で、登録している女性は89人まで増えています。

町内の独身男性(現在30人登録)の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

また、町内在住の独身女性の皆さんも、ぜひご参加ください。

▼対象者

・男性
本町在住で20歳~49歳の独身男性

・女性
20歳~49歳の独身女性

▼お申し込み・お問い合わせ先
甲佐町産業後継者育成対策協議会

「ふれあい交流会」専用ダイヤル
☎080-1705-5339

(事務局・藤本)
「ふれあい交流会」専用メール
✉kosa_hu-kouryukai@docomo.ne.jp

町産業振興課 ☎096-234-1111(内線153) ✉k1g206@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#7



電磁波の反射によって調査する「レーダー探査」

■掘らずに推理する陣ノ内館跡（パート1）

今までのレポートでは、地面を掘って出てきたものから古い時代を考える、いわゆる「発掘調査」による成果を紹介してきました。今回は、少し見方を変えて、掘らずに科学的に推理した陣ノ内館跡を紹介します。

●掘削によらない史跡の調査方法
古い時代の館跡には、一体どんな建物があり、堀や土塁がどのように巡っていたのか知るためには、その痕跡を探るために、実際に現地を掘ってみなければなりません。しかし、発掘調査を行うためには膨大な時間と労力が掛かり、館跡を全て掘削することはできません。

そこで、掘削ができない場所を調査することができて掘削で得られるデータを補う方法がないかを調べてみると、地面に電磁波を当ててその反射を調べる「レーダー探査」と、「電気を通してその抵抗値を調べる「電気探査」という方法があることが分かりました。

両者とも地下鉱脈や地下水、石油の埋蔵地を調べるのに用いられている方法ですが、これを遺跡内で用いれば、地下にある空隙や石に反応したり、自然に堆積した堆積土と後に埋まった土の違いがデータ上で分かったりするという優れたものです。

●熊本大学工学部との共同調査

ただし、両者とも機械は非常に高価な上、良好な結果が得られるかどうかも分からないため、この調査方法の実施は難しく思われました。

ところが、このことを熊本大学工学部に持ち込んだところ、大学生の実習と研究を兼ねて取り組み、その成果を大学と町教育委員会で共有することで目的が一致し、試験的ですが協力を得て実施することができました。

今回のレポートでは、パート2として、その調査の内容と結果について報告します。

■(有)肥後そう川での取り組み

男女共同参画を進める上で、個人の意識改革はもちろんのこと、企業への理解を求めていくことも大事です。人間社会は生活の大半が「仕事」に費やされており、その現場を変えないことには、男女共同参画の大きな推進は果たせないからです。

「仕事」を続けていく上で、女性にはいろいろな困難が待ち受けています。特に出産時は、仕事を続けることはできません。近年では、産休・育休という意識改革が進んでいます。そこにも企業の理解と協力が必須です。しかし、企業側の立場から言えば、生産性のない部分に協力できる企業は、なかなかないのが現状です。もちろんわが社もその一つですが、だからと言って何もしないの

男女共同参画推進のための企業の取り組み



男女が共に個性を生かせる職場と生活環境を

は寂しい話です。わが社では、協力できることを考えたとき、小さいお子さんを持つ女性に着目しました。

小さいお子さんを持つ女性は、子どもの病気などで急な休みが多くなるので、働きたくても働き口がないのが現状です。しかし、人材として見れば、まだまだ若く、その労働力は魅力的です。そこで、製造のラインを見直すことで、ある程度の余裕を持たせることに成功し、1日に3〜5人の休みなら、何とか対応ができるようになりました。その結果、女性が働ける枠を整えることができました。しかし、長期的に見れば、子育てが落ち着いたときにメインで頑張ってくれることを期待できると言うメリットもあります。

このように、企業は負担を気にする前に、お互いのメリットも考えながら見直すことで、上手くやっています。弱者の場合もあると思います。「弱者の保護」的な考え方はなく、「相互に助け合う」と言う考え方を大事にしていきたいです。

(有)肥後そう川・阪本憲作

▼お問い合わせ先
甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096-234-1111
(内線102)